

日薬連発第 420 号
2026 年 6 月 5 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

【周知】外為法に基づく手続きに係るオンライン化の推進について（案内）

標記について、財務省国際局調査課外国為替室より、下記のとおり周知協力の依頼がありましたので、貴団体加盟企業への周知方よろしくお願いいたします。

【財務省国際局調査課外国為替室からの連絡文】

平素より外国為替及び外国貿易法に基づく経済制裁措置等の実施にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、6/23（火）に以下「1」記載のアジェンダについて、財務省から業界団体の皆様に対し、説明会を実施することといたしましたのでご案内いたします。

（日程詳細は以下「2」をご参照ください）

説明会に出席される業界団体の皆様におかれましては、6月16日（火）までに、以下「3」の方法で申込みいただきますようお願いいたします。

なお、説明資料やミーティングリンクについては、説明会の一週間前を目途に、上位団体様を通じてお送りする予定です（本件に係るご照会は、当室メールアドレス《gaitame@mof.go.jp》宛にお願いします）。

【1. 説明会アジェンダ】※説明は 30～40 分程度を予定

外為法に基づく報告書等の原則オンライン化と財務省新システムについて

●財務省では、法律（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）において、行政機関の事務等の一連の行程がデジタルを利用して行われるようにするこ

と(デジタルファースト)が基本原則として求められていることを踏まえ、デジタル行政を推進しております。かかる中、外為法に基づく手続のオンライン申請を行う「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」について、これまで利用者の利便性等を向上させるべく、以下を含む改善を行っているところです。

①送信用プログラムの事前インストールの廃止、②過去のオンライン提出資料のダウンロード機能の追加、③オンライン提出の場合の「支払又は支払の受領に関する報告書(様式3)」の提出期限の延長

●今般、更なる電子化促進のため、外為法に基づく手続に関し、令和10年4月より、これまでオンライン提出の対象でなかった手続についても財務省の新システムで新たに対応するとともに、原則としてオンラインシステムにより受け付けることを検討しており、財務省より外為法に基づく報告・届出等を行う業者の皆さまに対して、これに関する説明をいたします。

【2. 説明会日程】

●6月23日(火)に以下2回開催

(いずれもオンライン開催で同じ内容、質疑応答込で最大60分程度を予定)。

- ① 6/23(火) 11時～
- ② 6/23(火) 14時半～

【3. 参加登録方法】(6/16(火)までにご登録ください)

●下記リンク先出欠確認フォームより申し込みをお願いします。

これによりがたい場合は、当室メールアドレス《gaitame@mof.go.jp》に申し込み内容を送信してください。

- Webexを使用する予定です。
- オンライン会議の都合上、接続端末数は各業者1台とします。
- 発言者以外のカメラ及びマイクはオフとしてください。
- 説明会の録画及び後日配信等は実施しません

出欠確認フォーム：[【6月23日\(火\)】【出席登録】外為法に基づく報告書等の原則オンライン化等に関する説明会 - フォームに記入する](#)

(上記リンクは、Ctrl+クリックでフォームに直接アクセスできます。詳細なアドレスは以下のとおりです。)

<https://forms.cloud.microsoft/Pages/ResponsePage.aspx?id=ITWmZOKgrEmpSzMJY0In0FGHmNv9i6VIhoZxwuUa2dBUMEFaVk1WWTITTUNJUEFaTTBJTUJIRIo4WC4u>

以上